2　法第三十七条の二第二項第二号ロ及び第三百十四条の七第二項第二号ロの規定による公表は、地方団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第三項の規定により決算を議会に付したときに、遅滞なく、指定対象期間の初日の属する年度における法第三十七条の二第二項第二号イ及び第三百十四条の七第二項第二号イに規定する寄附金活用可能額の使途に関する事項について、当該地方団体のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。

（返礼品等の調達に要する費用の額の算定）

第五条　法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額は、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

［一・二　略］

（法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号の総務大臣が定める基準）

第六条　法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

［一～九　略］

備考　表中の［　］及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成三十一年総務省告示第百七十九号第二条から第六条までの規定は、この告示の施行の日以後に開始する地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下「指定対象期間」という。）に係るこれらの規定による指定（以下「指定」という。）について適用し、同日前に開始した指定対象期間に係る指定については、なお従前の例による。

○総務省告示第百四十六号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成三十一年総務省告示第百七十六号（地方税法施行規則第九条の三第二号及び第十五条の十第二号に規定する総務大臣が定める割合を定める件）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

○文部科学省告示第七十二号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年文部科学省令第十八号）の施行に伴い、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）は令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

○文部科学省告示第七十三号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和八年総務省令第四十四号）の施行に伴い、平成三十年文部科学省告示第百五十号（地方税法施行規則附則第七条の二の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

平成三十年文部科学省告示第百五十号（地方税法施行規則附則第七条の二の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。